

正念場にさしかかった司法改革

日民協第36回司研集会終わる

司法制度研究集会は、11月29日午前10時から、東京・四谷駅前の「プラザエフ」(主婦会館)で開かれ、100余名が参加して、盛りだくさんの課題について現状を出し合い、問題点を明確にして、今後の行動方針を確認した。

開会挨拶で鳥生忠祐理事長は、新憲法施行時の第一次、64年・臨時司法制度調査会意見書の第二次、今回・司法制度改革審議会の第三次にわたる大規模な司法“改革”のそれぞれの特徴について述べ、市民参加をいながら政官財の意向にそって官僚司法制度がより強化される危険があるととして、法案作成作業の監視、運用面での改善、何よりも世論喚起の重要性を強調された。

憲法・人権重視の法科大学院を

基調講演は「ここまできた司法改革と法科大学院構想の現実」と題し、龍谷大学村井敏邦教授によって行われた。



龍谷大学は法科大学院の設置につき、明示された基準はすべてクリアしているのに説明不足を理由に不認可とされている。村井氏は静かな口調ながら、不認可に異議ありと冤罪

を主張された。一般的な問題として、申請窓口は文科省で決定権は法務省という二重構造の問題点を指摘しつつ、法科大学院構想については、法学部出身者以外のものにも開かれる多様化への期待、法学教育の変革への期待、法曹人口増大への期待があったし、現在もあるが、現実的には、政治・経済界を中心とする企業法務の拡大等への思惑、大学側、予備校側の思惑の交錯のなかで、これらの期待が裏切られる危険を強く指摘された。とりわけ、利用者である市民のための法曹養成、憲法・人権を守るという理念重視の視点が忘れ去られつつあるのではないかと危惧を表明された。

関連報告は「法曹養成制度改革の到達点と課題」と題して、日弁連・法曹養成対策室長・桜島裕之弁護士から。氏は法科大学院をめぐる設置認可、経済支援、第三者評価、大学付属法律事務所、教育内容の実情と問題点、新司法試験と司法修

習問題などについて説明し、問題点が多々あるので改善の努力を続けなければならない。法科大学院生と民主的法律家や市民の交流を自覚的系統的に行い、その健全な発展に資する必要があると結ばれた。

基調講演と関連報告を受けたあと高山、武内、高橋、小沢の各氏から意見表明がなされた。

なんとしても官僚司法からの脱却を

午後は分野別問題提起と討論。

第1ブロックは、「裁判官制度・裁判所制度改革の現状と課題」について、4氏からの報告と問題提起が行われた。

日弁連司法改革実現本部事務局長の杉井巖一氏は、「戦後もっぱら官僚制強化の方向で進められてきた司法政策の根幹に転換をもたらし、市民の風を吹き込み、法曹一元制度実現に向けた重要な一歩をふみだすものだ」との裁判官改革に対する日弁連の評価に触れつつ、非常勤裁判官の発足や裁判官諮問委員会の設置、地・家裁委員会の刷新など、大きな制度作りはほぼ終わった、現在、出来た制度の運用面でのせめぎあいが始まっていると述べた。

裁判官ネットの北沢貞夫氏は、事件増加に比し裁判官の増員は少ない、裁判官懇話会への出席は一時期300人に達したこともあるが、最近では50名前後で少なくなった、02年11月の懇話会には現職の最高裁判事2人・地・家裁所長2人が参加したがどう評価すべきか、裁判官の人事評価は高裁長官、地・家裁所長を評価権者とし、不服審査の第三者機関は設けない方向で確定し、裁判官報酬の簡素化については現状維持の方向だ、現場裁判官の意識はほとんど変わらず、社会的市民的活動への意欲は高まってははいないようだ、裁判官の多面的な組織化が必要である、ことなど「司法改革と裁判官の意識・意見」について具体的な話をされた。

全司法労組委員長の布川実氏は、裁判所の現場から見た裁判官制度の問題点として、最高裁事務総局を頂点とする裁判官統制と裁判統制をあげ、裁判官会議の形骸化、所長への権限委譲、密室の評価制度、処遇差別、忙しすぎる裁判官の実態に触れながら、裁判所予算と人員の充実の緊急性を訴え、04年1月に全司法司研集会を開く決意を語った。

全国青年司法書士協議会長盛岡登志夫氏は、司法書士に簡裁代理権が付与された法改正の事実と21世紀を支える弁護士隣接職能としての資質向上のための研修制度、市民の立場に立った多重債務者問題の取り組み、離島支援の巡回法律相談などの活動について述べ、相互理解と共同行動を訴えた。

4氏の報告・問題提起を受け、中本、今井、花田、松井、立松、安倍、西牧の各氏から見解の表明がなされた。

敗訴者負担、合意論は踏み絵に

コーヒータ임をはさんで、第2ブロックは民事裁判の現状と課題について討議した。

弁護士の辻公雄氏は、司法アクセス検討委員会で、弁護士費用の敗訴者負担問題に関して、積極的導入論は財界、法務省、裁判所、学者で多数派であり、導入に基本的に反対しているのは、日弁連、消費者、建築家で少数派である。導入反対世論が強まる中で、10月はじめに、双方の合意があれば敗訴者負担にという案が出され、事務局はこの合意論でいけると判断し法案化の詰め作業に入っている。日弁連も市民運動もこの合意論について、これが踏み絵に使われるのではないかと、事前合意が無効化されるのでは、など議論が十分煮詰まっていない。最終的な結果はこれからの運動の結果によると強調された。

日本労働弁護団の井上幸夫氏は、労働裁判改革と労働審判制について述べ、労働検討会での熾烈な議論の末、中間的とりまとめでは、労働審判制を将来の検討課題としたが、手続きの内容次第では簡易迅速な救済を求める労働者側に役立つ制度になりうるので、運動を強める必要がある。職業裁判官とともに事件を審理し決定する労使関係者の養成・研修が重要な課題になると述べられた。

市民オンブズマン代表の高橋利明弁護士は、官官接待の社会的告発から情報公開請求の展開、談合住民訴訟の全国的提訴、情報公開度ランキングの実施など、住民・原告・弁護士の共同による裁判と判決の積み上げの成果を紹介し、地方自治体での活動にても、納税者訴訟制度など、国との関係でも住民訴訟が必要だと強調。行政訴訟法改正では、原告適格者の幅を広げることに反対する動きが強まっており予断は許されない、と指摘された。

これらの報告をうけて、清水、坂、今井の各氏から関連発言があった。

形式でなく実質的な国民参加を

第3ブロックは「刑事裁判改革の現状と課題」。

青年法律家協会の立松彰弁護士は、危機管理国家体制作りの動きについて、有事法制の強行や、東京都の治安対策強化、国の治安立法制定など具体的事例を挙げて論及、刑事司法を取り巻く状況が深刻の度を加えているとし、調書裁判、人質司法、証拠の事前全面開示否定の反国民性を広く国民に訴え、人権擁護の刑事司法実現のために国民運動を展開しようと述べられた。

「市民の裁判員制度つくり会」の伊藤和子弁護士は、裁判員制度が財界・法務省・最高裁の巻き返しの中で、国民参加が形式的なものに変質する危険がある。官僚司法を廃し司法を国民の手に取り戻すための武器とするためには、裁判官に対する裁判員の人数比を大きくし、対象事件や手続きへの関与、評議、評決のあり方等について裁判員の関与を大幅に広げる方向で運動を強める必要があると強調された。

自由法曹団の高橋勲弁護士は、松川裁判以来の大衆的裁判



闘争の経験を踏まえながら、弾圧事件、冤罪事件の起こる可能性はいまも存在するとして、憲法の定める刑事手続きに関する人権保障規定の完全実施を求め、代用監獄の廃止、証拠の全面開示、拙速裁判の廃止、陪審制度の実現など、広範な平和と民主主義をめざす国民運動の中で真の司法改革を実現していこうと呼びかけられた。

これら3氏の報告・提案のあと、山田、米倉、坂本、立松、高橋、伊藤の各氏から意見の表明があった。

なお、多くの報告者・論者から裁判員制度・刑事検討会の井上座長が出した「試案」に対し、パブリックコメントを提出しようと呼びかけがなされた。

大いに議論しつつ共同の強化を

すべての報告・提案・討論が終わったところで、日民協事務局局長の澤藤弁護士から全体の「まとめ」が行われた。

澤藤氏は、盛りだくさんの内容でどうなるか心配したが、みんなの協力で豊かな内容になった。司法改革がどのような問題点をもちながら、どこまで来ているかが明確になった。諸課題が大詰めの段階にきており、絶対反対・断固阻止だけでは圧倒的多数の市民の支持を得られない。財界・官界主導の危険な本質を見極めながら、状況に応じた具体的対応をしていく必要がある。特に敗訴者負担、行政訴訟の原告適格問題、裁判員制度については事態が緊迫しているので運動を強めよう、パブリックコメントを集中する運動に取り組みようと提案し、まとめと提案はみんなの大きな拍手で確認された。

最後に、本司研集会実行委員長の庭山氏から、司法制度改革に向けての作業は最終段階にある。来年の通常国会には多くの法案が提出される。国民のための司法制度実現に向けて大いに議論しながら、ともに共同し、最後まで闘い続けようとの閉会の挨拶があり、午後5時30分、長時間の研究集会の幕が閉じられた。

引き続き、JR四谷駅ビルのレストラン「心」で総括会議という名の二次会が開かれ、25人が参加。話し足りなかった問題をさかんにジョッキをかたむけ、旧交をあたためた。

(文責 副理事長 有村 一巳)

本部事務局からのご案内

・冬期カンパ要請

別紙のように同封させていただきました。

よろしく願い申し上げます。

・年末・年始の休業について

12月27日～1月7日までとさせていただきます。

新しい年を元気に迎えたいと思います。